

とき
季のきらめき

TOKINO KIRAMEKI

茨城県行政書士会情報誌

Vol.7

CONTENTS

◆ ユキマサ君が行く
旧き良き里山
八郷(石岡市)を訪ねて

- ◆ 頼れる街の法律家
- ◆ 図柄入りナンバープレートのススメ
- ◆ 特定行政書士って？
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施

青空に映える「柿」と「パラグライダー」
八郷らしい秋の風景(石岡市)



フルーツライン

今回は、フルーツラインを辿りながら「にほんの里 100 選」に選ばれた八郷地区を訪ねました。

フルーツラインは笠間市から石岡市八郷地区を経て土浦市へと結ぶ広域道路です。八郷地区沿道には名前の通り、梨・栗・柿・ブドウなどの果樹農家や観光果樹園が特に集中しています。

あらためて訪ねてみると、四季折々の果物、名物のしし鍋等のグルメだけでなく茅葺民家をはじめとする文化財、フラワーパークにスカイスポーツ…八郷にしかない魅力がいっぱいでした。

1年中楽しめる 果物狩り体験



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
いちご												
ブルーベリー												
ぶどう												
梨												
栗												
りんご												
柿												
みかん												

柿



献上柿（富有柿）をご存じですか？

八郷地区は昔から柿の生産が盛んな地域です。早生柿（西村・松本）や、毎年皇室に献上している富有柿をお楽しみいただけます。

皇室への献上は、昭和30年頃から始まり、昭和44年に旧八郷町の事業となりました。毎年11月中旬に審査会がおこなわれています。審査では個人での選別、組合での選別、協議会での厳しい選別を経て献上柿が決まります。

みかん



茨城県中央に位置する筑波山はみかん栽培の北限といわれています。

八郷地区にも斜面を利用して栽培を行うみかん農園が約10箇所あります。

地みかんで、皮ごと食べられる福来みかん、温州みかんを中心に栽培されています。



（福来みかん）

ブドウ



石岡のブドウは甘く、粒も大きいのが特徴です。完熟のブドウを是非ご賞味ください。最盛期を迎える8月下旬には、テラウエアから巨峰へと主力が移り変わります。他にもグミのような食感の赤嶺、巨峰とマスカットを交配したピオーネなど様々なブドウがお楽しみいただけます。

その大きさに
びっくり!

佐久の大杉

佐久集落の中央に鹿島神社があり、大杉はこの神社のご神木「佐久の大杉様」と呼ばれています。伝承によると大化改新(645年)の頃、大和朝廷からこの地に派遣された国司の後裔が、お手植えされた杉と云われています。

平成8年頃から土壌の悪化等により樹勢衰退が見られましたが、発足した保存会により、回復が始まり、現在は葉量も増加し緑も濃くなって来ました。根を保護する為にも歩廊からのみ見学するようにご協力ください。

樹高29m、幹まわり約9m、樹齢推定約1,300年以上、1941年に県指定天然記念物

伝統の技法!

水車杉線香

石岡の水車杉線香は筑波山麓の杉葉を材料に用い、清流を原動力に水車を回し、自然乾燥杉葉を突き、練り上げて作り上げた逸品です。

石岡の水車杉線香は、JR石岡駅前観光案内所、まち蔵「藍」、まちかど情報センターなどでも販売中です。

創業から100年以上も続く駒村清明堂(小幡地区)では、ヤニやノリは一切使わず樹齢50年以上の杉のみで、水車で杉線香を作り上げる様子を見学できます。(要予約)



あんな山の
中腹に!

西光院

石岡市吉生の北端に峰寺山があり、その中腹に西光院があります。寺伝によると平安時代初頭の大同2年(807年)、徳一法師の開基とされています。

本堂は総高22mの寄棟造で、崖の上に柱を組み上げた、懸造という珍しい建造物です。

また、天気の良い日は霞ヶ浦や鹿島灘も眺望でき、「関東の清水寺」とも呼ばれ、昭和25年には「茨城百景」の一つに選ばれました。

境内には県の指定文化財に指定されている木造立木観音菩薩像がおかれています。

静謐な古刹ですので、参拝の折にはマナーを守りようお願いします。

たくさんあるぞ!

茅葺き民家

現在、八郷には数十棟の茅葺き民家が残っており、茅葺き民家を後世に残そうと、保存会が結成されています。会員は茅葺き民家の家主、職人、茅葺き民家に関心を持つ多くの皆さんです。ボランティアを募り毎年秋に行う茅刈りをはじめ、茅葺き民家の見学会や交流会、行政による若手職人の養成や調査などにも協力して活動を続けています。

見学や写真撮影などを希望される場合は、必ずマナーを守ってください。



究極のグルメ!

しし鍋

八郷地区は以前より猪による農産物への被害が深刻な地域で、県の猟友会が毎年駆除を行っていました。その猪をまちおこしに役立てられないかと、石岡市八郷商工会と協力して完成したご当地グルメが「しし鍋」です。

とれたての山野の味覚をたっぷり入れたしし鍋に、舌鼓をうつこと請け合いです。八郷名物「鍋マップ」もご利用ください。

名店揃い!

そば

【旬】周年(新そばは11月から)

常陸秋そばは在来種から改良した品種で、県の奨励品種です。そば独特の香り、風味、甘みがあり、全国の有名そば職人からも高い評価を得ています。

毎年2月には、やさとグリーンツーリズム協議会により「朝日里山そばまつり」が開催され、多くの観光客が集います。

市内には、多くのそば処があり、「やさとそば街道マップ」にそば店舗が記載されています。ぜひ、ご利用ください。



空を見上げれば

スカイスポーツ

足尾山や吾国山、真家山、峰寺山の4カ所にハングライダー・パラグライダーの離陸場があります。八郷地区の地形は、上昇気流が発生しやすく、フライト確率が高いことと、平地が広く安全に着地しやすいことから日本有数のフライトエリアとして知られ、2007年にはワールドカップ世界大会も開催されました。

また、体験フライトもできるハングライダー・パラグライダーのスクールがあり、初心者の方でも気軽にスカイスポーツに挑戦できます。

やっぱりはずせない

フラワーパーク

約30ヘクタールの敷地を有する広大な花と緑の公園で、年間を通して各種の花をお楽しみいただけます。園内には、世界のバラ800品種30,000株、ボタン約2,700株をはじめ、大温室には様々な花々が植栽されています。

また、スポーツスライドやフラワーサイクルなど、お子様とも楽しめる設備も用意されています。

11月中旬から、100万球にスケールアップされたイルミネーションが開催されており、昼のフラワーパークとは違った情景をご覧ください。



石岡市長
今泉 文彦

「^{とき}季のきらめき」第7号に寄せて

「季のきらめき」第7号の発刊、おめでとうございます。

行政書士の皆様方の御尽力により、身近な困りごとの解決や、市民の夢や計画実現のための手続が日々着実に行われる環境を整備いただき、心から敬意を表します。

八郷の里山のおいしい空気と心落ち着く景観をご満喫ください。皆様方のお越しを心よりお待ちしております。

頼れる街の法律家

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達がおります。平成30年10月末現在、全国で会員登録者数は47,912名となっており、茨城県行政書士会には、1,173名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実に配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日に行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

行政書士の業務範囲

事業許可や免許の申請に関すること

- 建設業許可申請
- 宅建業免許申請
- 産業廃棄物処理業許可申請
- 介護施設、
特別養護老人ホーム開設許可申請
- 貨物自動車運送業許可申請
- 倉庫業の許可申請
- 飲食店営業許可申請
- 風俗営業許可申請
- 入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談に関すること

- 株式会社等法人設立関係書類作成
- 会計記帳、決算書類の作成
- 各種議事録、社内規定の作成
- 各種契約書、協議書、
合意書の起案、作成
- 公的機関助成金、融資手続き
- 雇用、賃金についての相談
- 経営コンサルティング

くらしの相談、トラブル防止に関すること

- 遺言書、遺産分割協議書、相続
- 内容証明郵便の作成
- 契約解除通知、
クーリングオフ手続き
- 交通事故調査
- 自賠責保険の請求手続き
- 著作物の登録
- 任意後見手続き、
介護施設等入居契約
- 在留許可申請、帰化許可申請

住宅、不動産に関すること

- 住宅賃貸借契約書
- 不動産売買契約書
- 建築請負契約書
- 農地転用許可申請
- 開発行為許可申請



図柄入りナンバープレートのススメ



特別仕様ナンバーは以下の様なものがあります。

東京2020オリンピック・パラリンピック
競技大会記念特別仕様ナンバープレート



ラグビーワールドカップ特別仕様
ナンバープレート



「その他にも現在、
地方版図柄入りナンバーの
交付も始まりました。」

つくば (茨城県つくば市等)



< 筑波山 >

土浦 (茨城県土浦市等)



< 帆引き船、花火 >



「図柄入りナンバーに付け替えたい！」
「でも、運輸支局に車を持っていくのは大変」
「車屋さんに預けてしまうと不便…」

そんな皆さま！

ご安心ください！

行政書士^(※)に依頼すると、
運輸支局に持込不要！指定日取付可能！
ユーザーの皆さまの利便を第一に対応します！

(※) 茨城県行政書士会の実施する出張封印研修を受講し、所定の手続をとった者に限る。



図柄入り
ナンバーへの変更も
行政書士へ！



特定行政書士って？

「**特定行政書士は、
書類作成から不服申し立てまで、
あなたの代わりにいたします**」



平成27年12月27日に施行された改正行政書士法により、
特定行政書士制度が創設されました。



行政書士法第一条の三（抜粋）

行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること

簡単に説明しますと、特定行政書士とは、通常の行政書士業務のほか、これまで弁護士にしか認められていなかった、紛争性のある官公庁への不服申立てなどの代理や書類作成ができる行政書士です。

特定行政書士となるためには、まず、行政書士の資格があることを前提に、さらに日本行政書士会連合会が実施する研修を受けたうえで、特定行政書士となるための考査（試験）に合格することが条件となっています。



行政書士は、今までは官公庁に提出する書類の作成だけでした。そのため、提出した書類が不許可と判断された際、行政庁の処分に不服があったとしても異議を唱えることはできず、不服申立ては本人か弁護士が行わなければなりませんでした。

特定行政書士は、「行政書士が作成した」行政書類の判断に対して、不服申立ての手續の代理」ができます。

これにより「書類の作成・提出・不許可になったときの対応」と許認可申請で起こり得る一連の流れを、特定行政書士が担当できるようになりました。

例えば、

- ① 難民不認定（出入国管理及び難民認定法）
- ② 建設業許可申請の不許可処分（建設業法）
- ③ 産業廃棄物処理施設の設置許可申請の不許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）



他にも、様々な行政手續につき、不服申立ての手續の代理ができます。

特定行政書士は、全国に 3,524 名※。
ぜひ、特定行政書士をご活用ください。
行政書士会HPからのご検索できます。



行政書士は
頼れる街の法律家

茨城県行政書士会の取り組み

各種業務研修会の開催

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しています。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



無料相談会の実施

毎週電話無料相談窓口を設置し、市民の皆さまのご相談をお受けする体制を整えています。

そのほか、県内各支部においても無料相談会、セミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



中小企業の支援

事業承継、補助金申請等の研修などを通じ、中小企業を支援する会員のさらなる資質向上を図りつつ、中小事業者を対象とした経営支援相談会に参加しています。

今後も、中小企業経営の安定と強化を目指した総合的支援を進めていきます。



法教育の実践

近年、全国各地で、子どもの段階から法律について学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになってきています。

茨城県行政書士会では、県内の小学校において「ごみの収集と法律」のテーマで出前授業を行いました。これからも法に基づく制度を理解してもらい、法的なものの考え方を身につけるための教育に貢献していきます。



災害協定の締結

先の東日本大震災を踏まえ、このような大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を締結しています。

平成30年5月現在では、県内23市町村（北茨城市、水戸市、行方市、日立市、東海村、常陸太田市、那珂市、城里町、つくば市、潮来市、龍ヶ崎市、鉾田市、神栖市、鹿嶋市、かすみがうら市、笠間市、境町、守谷市、牛久市、常総市、利根町、下妻市、つくばみらい市）と締結をしており、今後も順次ほかの市町村との協定を進めていきます。

なお、平成29年5月には福島県行政書士会と、平成29年11月には関東地方協議会において協定を締結し、連携を深めています。



日行連関東地方協議会連絡会における協定の締結

支部のご紹介

支部名 県西支部

■市町村
筑西市、古河市、結城市、
下妻市、常総市、坂東市、
桜川市、結城郡(八千代町)、
猿島郡(五霞町、境町)

■会員数
278名

■支部長事務所所在地
筑西市中館203番地

■連絡先
0296-25-2919

支部名 県北支部

■市町村
日立市、常陸太田市、高萩市、
北茨城市、常陸大宮市、那珂市、
那珂郡(東海村)、久慈郡(太子町)

■会員数
116名

■支部長事務所所在地
日立市水木町2丁目39番19号

■連絡先
0294-87-6227

支部名 水戸支部

■市町村
水戸市、笠間市、ひたちなか市、
小美玉市、東茨城郡(茨城町、
大洗町、城里町)

■会員数
289名

■支部長事務所所在地
水戸市大工町1丁目3番11号
東陽ビル

■連絡先
029-251-3101

支部名 県南支部

■市町村
土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、
守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、
稲敷郡(美浦村、阿見町、河内町)、北相馬郡(利根町)

■会員数
394名

■支部長事務所所在地
龍ヶ崎市佐貫3丁目7番地7

■連絡先
0297-63-3303

支部名 鹿行支部

■市町村
鹿嶋市、潮来市、神栖市、
行方市、鉾田市

■会員数
96名

■支部長事務所所在地
鹿嶋市宮中2010番地3
カシマ95ビル1F

■連絡先
0299-82-8153

(平成30年10月末現在)

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することが出来ます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索



<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL **029-305-3731**

平成30年度（下期） 無料相談会一覧

平成30年12月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
い	茨城県	茨城県総合福祉センター ゆうゆう館(茨城県役場の北側) 2階会議室	毎月第3月曜日 (12/17・1/21・2/18・3/18)	午後1時 ～ 午後4時	ゆうゆう館 029-292-1111
	稲敷市	稲敷市役所(本庁舎) 1階	原則毎月第2・第4日曜日 (12/9・12/23・1/13・1/27・2/10・ 2/24・3/10・3/24)	午前10時 ～ 正午	予約先:稲敷市 総務課 029-982-2000 予約日時: 相談日当日の8:30～11:00
	石岡市	石岡市国府地区公民館 1階(要予約)	毎月第3土曜日 (12/15・1/19・2/16・3/16)	午後1時 ～ 午後4時	予約先:担当 若山 0299-43-0536
う	牛久市	牛久市役所 分庁舎 1階相談室(要予約)	毎月第4土曜日 (12/22・1/26・2/23・3/23)	午後1時 ～ 午後4時	予約先:担当 石神 029-896-3417
お	大洗町	大洗町役場 1階ロビー	毎月第3火曜日 (12/18・1/15・2/19・3/19)	午後1時 ～ 午後4時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所 (旧美野里町役場) 2階会議室(原則)	毎月第3火曜日 (12/18・1/15・2/19・3/19)	午後1時 ～ 午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	笠間市	笠間市役所 (旧友部町役場) 1階ロビー内	毎月第3水曜日 (12/19・1/16・2/20・3/20)	午後1時 ～ 午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
	河内町	河内町農村環境改善センター (要予約)	毎月第3土曜日 (12/15・1/19・2/16・3/16)	午前10時 ～ 正午	予約先:担当 塚本 090-8509-3622
き	北茨城市	北茨城市役所 401会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第1水曜日 (12/5・1/9・2/6・3/6)	午後1時 ～ 午後5時	予約先:北茨城市役所 広報広聴係 0293-43-1111
こ	古河市	三和公民館	12月第2土曜日(12/8)	午前10時 ～ 午後2時	担当 細井 0280-33-3685
	五霞町	中央公民館	1月第3土曜日(1/19)	午前10時 ～ 午後2時	担当 細井 0280-33-3685
さ	境町	境町中央公民館 2階会議室	原則最終日曜日 (12/16・1/27・2/24・3/24)	午後1時 ～ 午後4時	県西支部 0296-25-2919
し	常総市	常総市役所 水海道庁舎 市民ホール	原則毎月第3火曜日 (12/18・1/15・2/19・3/19)	午後1時 ～ 午後4時	担当 飯塚 0297-42-3128
	城里町	城里町役場 2階会議室	毎月第2火曜日 (12/11・1/8・2/12・3/12)	午後1時 ～ 午後4時	城里町役場 029-288-3111
ち	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	偶数月の第3土曜日 (12/15・2/16)	午前10時 ～ 午後3時	担当 増戸 0296-25-1907
つ	土浦市	土浦市役所 3階広報広聴課 (要予約・市民に限る)	毎月第3木曜日 (12/20・1/17・2/21・3/21)	午後1時30分 ～ 午後4時30分	予約先:土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
と	東海村	東海村社会福祉協議会 1階会議室 (要予約・村民に限る)	毎月第2金曜日 (12/14・1/18・2/8・3/8)	午後1時 ～ 午後3時	予約先: 東海村社会福祉協議会 029-282-2804
	日立市	日立市役所 市民相談室 (要予約・市民に限る)	毎月第2水曜日 (12/12・1/9・2/13・3/13)	午後1時 ～ 午後4時	予約先:日立市役所 広聴広報課 0294-22-3111
ひ	常陸太田市	常陸太田市役所 2階会議室 (要予約・市民に限る)	毎月第3月曜日 (月曜が祝日の場合は翌日) (12/17・1/21・2/18・3/18)	午後1時30分 ～ 午後5時	予約先:県北支部 0295-52-3319
	ひたちなか市	ひたちなか市役所 1階ロビー	原則毎月第1・第3・第5木曜日 (12/6・12/20・1/17・1/31・2/7・ 2/21・3/7)	午後1時 ～ 午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
		ひたちなか市役所 那珂湊支所2階会議室	毎月第2・第4木曜日 (12/13・12/27・1/10・1/24・2/14・ 2/28・3/14・3/28)		
み	水戸市	水戸市役所 三の丸臨時庁舎 2階相談室(東側) 平成31年からは新庁舎	毎週木曜日(12/6・12/13・12/20・ 12/27・1/10・1/17・1/24・1/31・ 2/7・2/14・2/21・2/28・3/7・ 3/14・3/28)	午後1時 ～ 午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
		茨城県立図書館 3階会議室3	原則毎月第2金曜日 (12/14・1/11・2/8・3/8)	午後4時 ～ 午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
			原則毎月第3土曜日 (1/19・2/16・3/16) 12月は第4土曜日 (12/22)	午後1時 ～ 午後4時	
も	守谷市	守谷市中央公民館 団体活動室	毎月第2土曜日 (12/8)	午後1時 ～ 午後4時	担当 片平 0297-44-9967
や	八千代町	中央公民館	2月第3土曜日(2/16)	午前10時 ～ 午後2時	担当 細井 0280-33-3685

この日程は変更になる場合があります。

すべての信頼に応える行政書士！気軽に活用しよう！！



茨城県行政書士会
会長 國井 豊

わが会の誇る情報誌、【季のきらめき】をご覧くださいありがとうございます。世のため、人のために存在する行政書士制度を、可能な限りたくさんの皆さんに気軽に活用いただくことを願い、制度のPRも兼ね発刊してまいりましたが、おかげさまでVol. 7を数えることが出来るようになりました。日頃から制度を支えて下さっている皆さん、行政書士応援団の皆さん等々、多くの方々に心より感謝です。これからも制度創設理念をしっかりと満足させるよう、着実な歩みを展開してまいりたいと思います。

ところで皆さん、社会における行政書士の役割、行政書士の人や企業との関わり、存在意義をご存知でしたか。どれだけ皆さんに認知されているのか、正しく理解されるにはどうしたら良いのか、つねに自問自答しております。

また、いざ鎌倉の際に、はたして有効に機能したか、満足いただけたか、その取り組みは試行錯誤の連続です。

行政書士をはじめとする士業制度は、国民生活をより便利にするために存在する社会の公器です。その中でも行政書士は、皆さんの最も身近な存在として、国民一人ひとりの権利を守ること、悩みを解決し、夢の実現を応援します。相続や遺言、契約書等の作成、法人の設立から許認可取得まで、幅広い分野をカバーできる法律手続きのスペシャリストです。

『皆さんの期待と信頼に応える行政書士』。気軽に活用してみませんか！！

一人で悩まず気軽に相談!

茨城県行政書士会 市民相談センター

電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後1時30分～午後4時30分

☎029-305-3731

相続や
遺言書に
関すること

自動車に
関すること

契約書の
作成に
関すること

農地活用
に
関すること

中小企業の
支援に
関すること

運送業・
建設業・宅建業に
関すること

身近な暮らしの相談 ビジネスの相談

土地開発に
関すること

法人設立に
関すること

飲食店等の
営業許可に
関すること

外国人の
手続に
関すること

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局
までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732

URL: <http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

後援 公益財団法人
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索

